オンライン資格確認等システムの導入に関する
システムベンダ向け技術解説書
（別紙：オンライン診療等への導入に向けた差分）

【医療機関・薬局】

令和７年２月
厚生労働省保険局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
１．０	令和５年３月 30 日	初版	初版作成
１．１	令和５年 11 月 30 日	１．１	表１．１−１について、全体的な構成の見直し、被保険者番号による資格確認及び一括照会機能に関する記載の修正（機能の違いを明確化）、初回登録に関する記載の追加（マイナンバーカードの健康保険証利用の申込）
		１．１	本書の対象に関する記載の追加
		１．１	図１．１−２ オンライン診療等における業務の全体像の更新
		１．１	表 １．１−３ 用語定義の記載追記修正 全体を通して、「オンライン資格確認用 Web サービス」を「マイナ在宅受付 Web」に修正
		２．１	・アプリを介さず、マイナ在宅受付 Web へアクセスするケースの補足説明追加 ・マイナ在宅受付 Web のアクセス URL に関する記載の追記
		２．２	文言の修正
		２．３	表２．３−１において、（２）の記載の修正、（８）（９）（10）（11）の追記
		３	「図３−１オンライン診療等におけるオンライン資格確認等の利用開始に向けたロードマップ」更新 ・オンライン診療等アプリベンダ向けスケジュール修正 ・その他マイルストンの追記・修正
		３．３	・図３．３−１通信経路の責任分界の記載更新 ・図３．３−２情報到達点の責任分界の記載更新
		３．５	オンライン服薬指導における電子処方箋に関する記載の追加
１．２	令和６年 10 月１日	全体	「オンライン診療・オンライン服薬指導」を総称として使用している箇所について、「オンライン診療等」に修正
		１．１	・外来診療（通常とは異なる動線）に関する記載の追加 ・図１．１−３、図１．１−４の追加
		表１．１−１ ２．３	閲覧同意期限に関する記載について、「実施日」から「実施日の翌日末まで」に変更
		表１．１−３	・表１．１−３　用語の定義 「オンライン診療等」、「外来診療（通常とは異なる動線）」を追記

		２．２ ２．３ ２．４	・「２．２　外来診療（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認」の追記 ・図２．２−１の追記 ・２．２追加による項番変更 「２．２」→「２．３」 「２．３」→「２．４」 「図２．３−１」→「図２．４−１」
		３．１	・図３．１−２の追加 ・図３．１−２の追加による修正 「図３．１」→「図３．１−１」
１．３	令和７年２月 13 日	１．１	・図１．１−３　外来診療等（通常とは異なる動線）における業務の全体像の更新 ・表１．１−１　外来診療等（通常とは異なる動線）における本人確認方法に関する記載の追加 ・表１．１−３　用語の定義 「マイナ資格確認アプリ」を追記
		２．２	・図２．２−１　文言の修正 ・図２．２−２の追記
		２．４	・表２．４−１において、(12) の追記
		３．３	・図３．３−１通信経路の責任分界の記載更新 ・図３．３−２情報到達点の責任分界の記載更新

※　版数は新規制定を第１．０版とし、改訂が発生した際は第１．１版と版数を上げる。

目次

１．　はじめに..... 2
１．１　本書の趣旨..... 2
２．　オンライン資格確認等システムをオンライン診療等に利用拡大するための機能の変更点..... 11
２．１　オンライン診療・オンライン服薬指導におけるオンライン資格確認 .. 11
２．２　外来診療（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認 12
２．３　診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意の取得 14
２．４　オンライン資格確認機能の改修 14
３．　オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備等..... 18
３．１　作業の全体像..... 18
３．２　業務フローの見直し..... 19
３．３　セキュリティにおける責任範囲..... 19
３．４　接続テスト及び運用テスト..... 21
３．５　オンライン服薬指導における電子処方箋の対応..... 21
３．６　問合せ先..... 21

１．　はじめに

１．１　本書の趣旨

本書は、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」の別紙として、オンライン診療等においてオンライン資格確認を行う場合に、医療機関・薬局システムにおける改修が必要な内容を示します。そのため、本書はオンライン診療等に関するパッケージソフトを提供する医療機関等システムベンダを対象としています。また、外来診療等におけるオンライン資格確認との差分も明記しています。なお、本書は外来診療等におけるオンライン資格確認を既に開始していることが前提となります。

なお、オンライン診療等は、オンライン診療・オンライン服薬指導だけでなく、外来診療（通常とは異なる動線）も含めて表現しています。

動線が異なる等の理由により、顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認が実施できない場合においても医療機関・薬局のモバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能となります。通常とは異なる動線で資格確認を行う場合については、主に以下を想定しています。

- 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行う場合
- 緊急入院により資格を確認せずに入院した患者の資格確認を病室で実施する場合
- 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式等の運用を行っている場合

図１．１-１　外来診療等における業務の全体像
（代表的なケース）

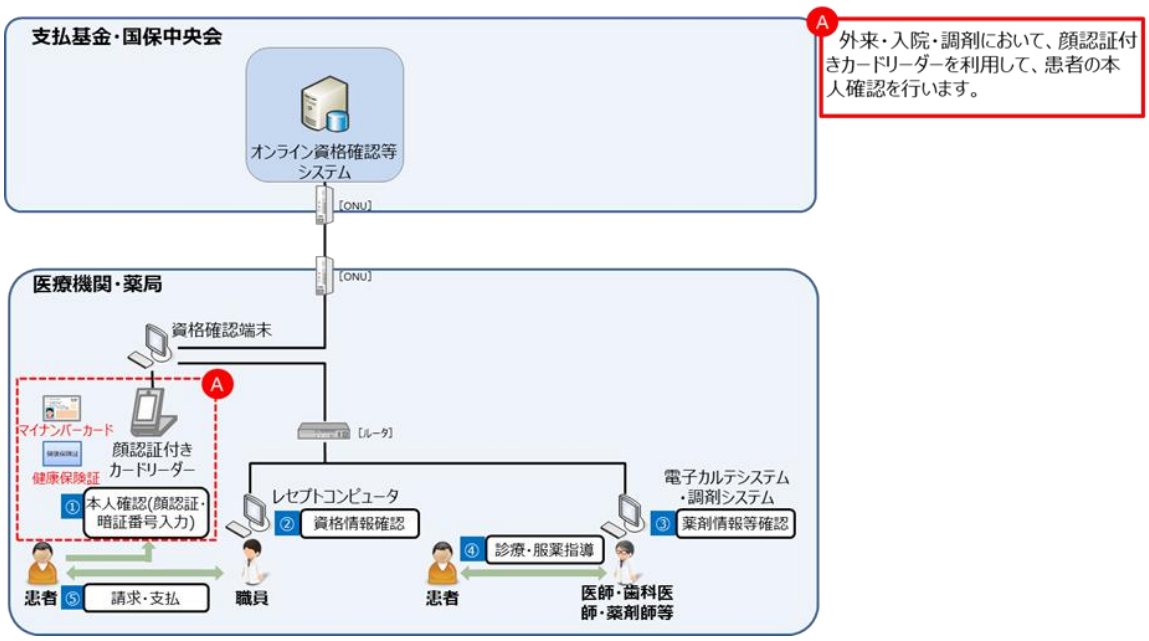

図１．１－２　オンライン診療・オンライン服薬指導における業務の全体像
（代表的なケース）

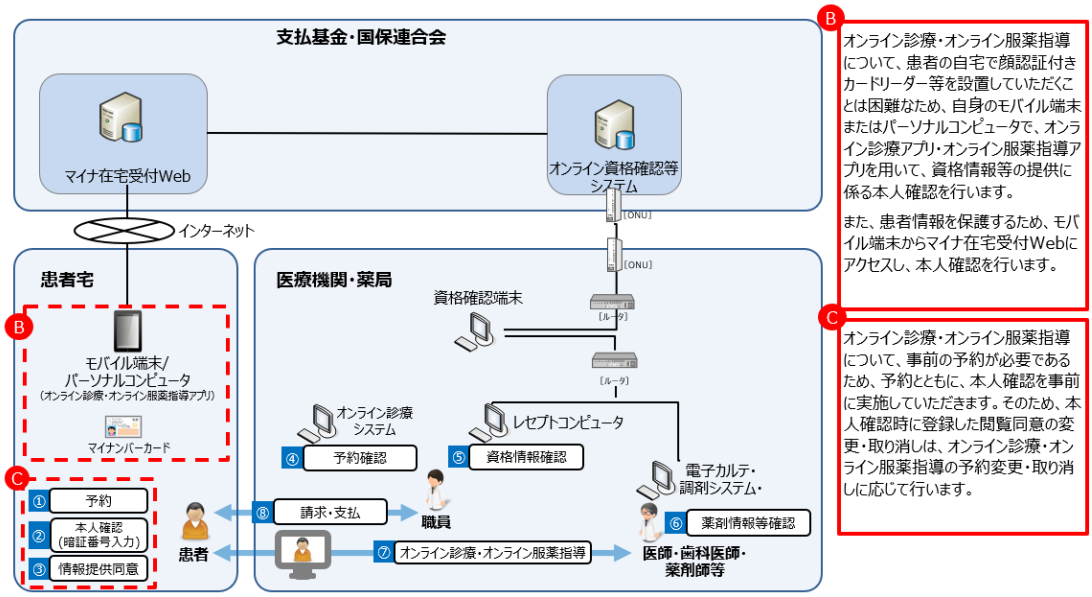

図１．１－３　外来診療等（通常とは異なる動線）における業務の全体像
（医療機関等端末における代表的なケース）

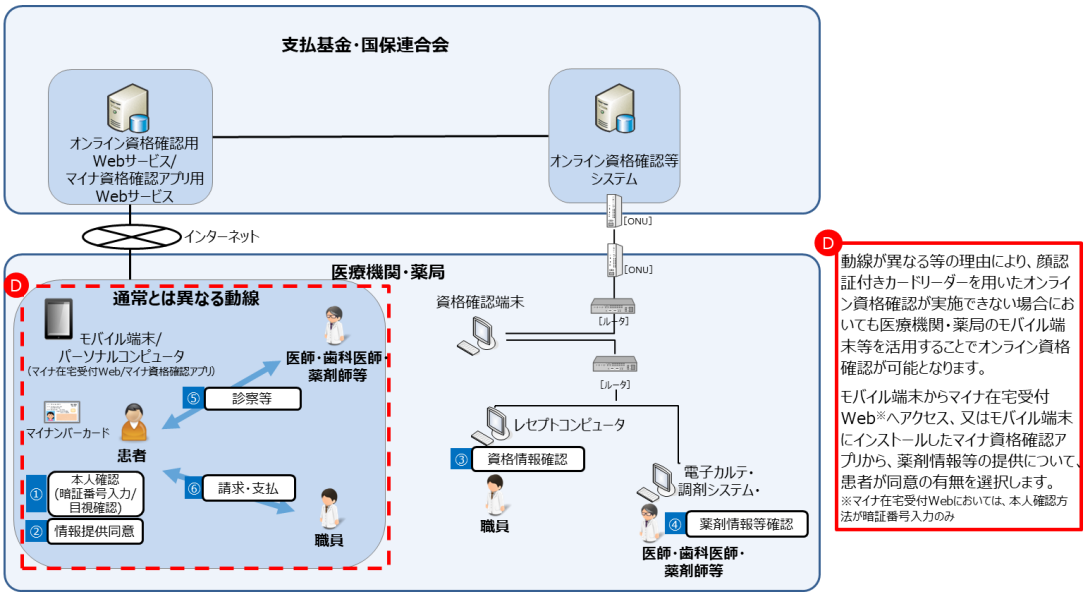

図１．１-４　外来診療等（通常とは異なる動線）における業務の全体像
（患者端末における代表的なケース）

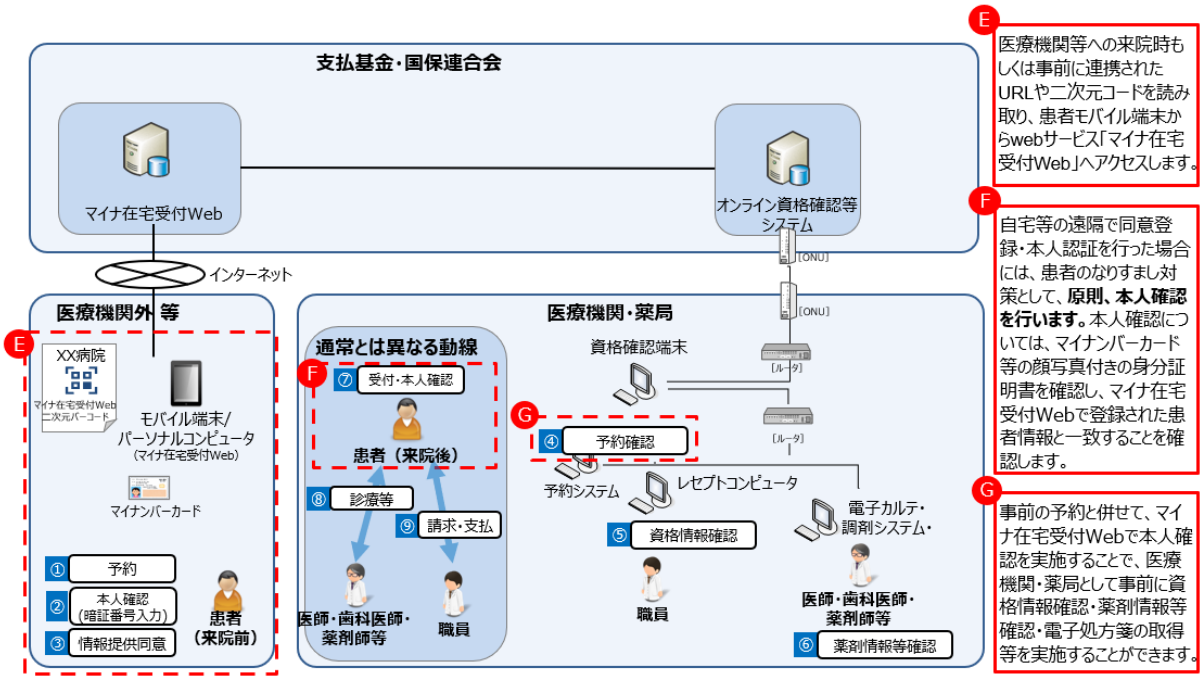

表１．１-１　オンライン資格確認における外来診療等と
オンライン診療等の差分（提供機能）

大分類	小分類	業態ごとの比較		本書位置
		外来診療等	オンライン診療等	
マイナンバーカードによる患者からの資格情報の取得		医療機関・薬局窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証又は暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、資格情報の取得を行います。	・患者宅等にて、患者自身のモバイル端末又はパーソナルコンピュータによる暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行います。 ・医療機関・薬局にて、医療機関・薬局又は患者自身のモバイル端末又はパーソナルコンピュータによる暗証番号入力または職員の目視による本人確認を行った後に、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行います。（外来診療等（通常とは異なる動線）のみ）	２．１
資格情報の取り込み		資格情報の取得の際には別途情報の要求は行わず、自動で取得可能となります。	医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等から、医療機関コードをキーに、オンライン資格確認等システムに登録されている最新の資格情報を照会します。（同意済み資格情報一括取得機能）	２．１
一括照会		医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の被保険者証記号・番号等で一括照会します。	外来診療等と同様	-
健康保険証		健康保険証の被保険者等記号番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。	外来診療等と同様	

大分類	小分類	業態ごとの比較		本書位置
		外来診療等	オンライン診療等	
診療／薬剤情報・特定健診等情報の閲覧	同意登録	医療機関・薬局窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証又は暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、閲覧同意を取得します。	・患者宅等にて、患者自身のモバイル端末又はパーソナルコンピュータによる暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、閲覧同意を取得します。 ・医療機関・薬局にて、医療機関・薬局又は患者自身のモバイル端末又はパーソナルコンピュータによる暗証番号入力または職員の目視による本人確認を行った後に、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行います。（外来診療等（通常とは異なる動線）のみ）	２．３
	照会	電子カルテシステム・調剤システム等から診療/薬剤情報・特定健診等情報を照会します。 ※患者の閲覧同意期限（同意取得時点から２４時間）以内に実施可能。	電子カルテシステム・調剤システム等から診療/薬剤情報・特定健診等情報を照会します。 ※患者の閲覧同意期限（同意取得時点から診療・服薬指導の実施日の翌日末まで）内に実施可能。	２．３
被保険者番号による資格確認（オンライン診療等）		―	被保険者証情報を使用して、オンライン診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、特定健診情報・薬剤情報等をリクエストファイルとして送付し、オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得し、ファイルで出力する。 ※資格情報と特定健診情報・薬剤情報等を同時に取得すること、および資格情報のみ取得することが可能。	２．４
一括照会（オンライン診療等）		―	被保険者証情報を使用して、オンライン診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、診療/薬剤情報・特定健診	２．４

大分類	小分類	業態ごとの比較		本書位置
		外来診療等	オンライン診療等	
			等情報の一括照会依頼を行う。 ※資格情報と特定健診情報・薬剤情報等を同時に取得すること、および資格情報のみ取得することが可能。	
レセプト振替		旧医療保険者等の資格で請求されたレセプトを、審査支払機関で振替処理を行った場合、新資格へ振り替えた結果及び新資格が確認できなかった情報を、増減点通知と同様の仕組みで連携します。	外来診療等と同様	－
照会番号登録		患者を特定する任意の番号（照会番号情報）に振り分け、取得した資格情報等をレセプトコンピュータ内の患者情報と紐付けて管理します。	外来診療等と同様	－
初回登録 （マイナンバーカードの健康保険証利用の申込）		健康保険証利用の申込（初回登録）をマイナポータル上で実施していない患者が受診した場合、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行うことにより、医療機関・薬局でも健康保険証利用の申込（初回登録）ができます。	マイナンバーカードの健康保険証利用に当たっては、加入者がマイナポータルにアクセスして、健康保険証利用の申込（初回登録）を行う必要があります。	

表１．１−２　オンライン資格確認における外来診療等と
オンライン診療等の既存ドキュメントにおける差分

分類	業態ごとの比較		本書位置
	外来診療等	オンライン診療等	
業務フロー	外来診療等における業務フローを記載。	オンライン診療等における業務フローを記載。	３．１
セキュリテ	オンライン資格確認等システ	オンライン診療等でオンライ	３．２

分類	業態ごとの比較		本書位置
	外来診療等	オンライン診療等	
ィ対策の責任分界	ム、ネットワーク（オンライン請求ネットワーク局舎）、医療機関・薬局におけるそれぞれセキュリティの責任範囲を記載。	ン資格確認を行う場合のオンライン資格確認等システム、ネットワーク（オンライン請求ネットワーク局舎）、医療機関・薬局 、オンライン診療ベンダにおけるそれぞれセキュリティの責任範囲を記載。	

図１．１−５　オンライン診療等のオンライン資格確認導入における医療機関・薬局の各システムの改修範囲

		オンライン資格確認	診療情報閲覧	薬剤情報閲覧	特定健診情報閲覧	レセプト振替
病院	医事会計システム	○				
	電子カルテシステム		(○)	(○)	(○)	
診療所	レセプトコンピュータ	○				
	電子カルテシステム		(○)	(○)	(○)	
薬局	レセプトコンピュータ	○				
	調剤システム		(○)	(○)	(○)	

○：システム改修が必要/（○）：パッケージソフトの機能範囲等よりシステム改修が必要

表１．１-３　用語の定義

用語	内容
オンライン診療等	オンライン診療・オンライン服薬指導・外来診療等（通常とは異なる動線）に関する総称を指す。
オンライン診療	医師－患者間において、情報通信機器を通して、リアルタイムで患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為を指す。
オンライン服薬指導	薬剤師－患者間において、情報通信機器を通して、リアルタイムで服薬指導を行う行為を指す。
オンライン診療アプリ	オンライン診療アプリベンダが提供するアプリケーションソフト。患者のモバイル端末等に搭載され、オンライン診療の通信をサポートする。
オンライン服薬指導アプリ	オンライン服薬指導アプリベンダが提供するアプリケーションソフト。患者のモバイル端末等に搭載され、オンライン服薬指導の通信をサポートする。
オンライン診療システム	オンライン診療アプリベンダが提供するパッケージソフト。医療機関において、パーソナルコンピュータ等に搭載されるオンライン診療の通信をサポートするシステムを指す。
オンライン服薬指導システム	オンライン服薬指導アプリベンダが提供するパッケージソフト。薬局において、パーソナルコンピュータ等に搭載されるオンライン服薬指導の通信をサポートするシステムを指す。
情報提供同意	患者がマイナンバーカードを利用して、モバイル端末等からマイナ在宅受付 Web またはマイナ資格確認アプリを用いてオンライン資格確認等システムに対して、資格情報・診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意を行う行為を指す。
マイナ在宅受付 Web	社会保険診療報酬支払基金が提供する Web サービス。マイナンバーカードを利用し、暗証番号で本人確認したうえで、資格確認・診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意等を行う。 ※これまで、「オンライン資格確認用 Web サービス」として呼称していたが、医療機関・薬局・国民向けの名称として、「マイナ在宅受付 Web」として呼ぶこととなったため、全体を通して記載を修正
外来診療等（通常とは異なる動線）	・発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行う場合 ・緊急入院により資格を確認せずに入院した患者の資格確認を病室で実施する場合 ・車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式等の運用を行っている場合　など
マイナ資格確認アプリ	社会保険診療報酬支払基金が提供するアプリケーション。マイナンバーカードを利用し、目視または暗証番号で本人確認したうえで、資格確認・診療/薬剤情報・特定健診等情報の

用語	内容
	閲覧同意等を行う。

２．　オンライン資格確認等システムをオンライン診療等に利用拡大するための機能の変更点

オンライン診療等におけるオンライン資格確認を行うにあたって、業務及び機能の変更（２．１～２．２）、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修（２．３）を講じていただく必要があります。※本章では、表１．１-１において整理した提供機能の差分のみを示し、外来診療等と同様の機能については、本編の「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」をご参照ください。

２．１　オンライン診療・オンライン服薬指導におけるオンライン資格確認

患者宅等にて、モバイル端末又はパーソナルコンピュータを用いて、患者にマイナンバーカードの読み取り及び暗証番号を入力していただきます。その後マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、患者にて各種情報閲覧に係る同意登録を行います。同意登録が完了すると、マイナ在宅受付 Web にて完了通知がされます。

医療機関・薬局において、職員は医療機関コードを元に患者の資格情報等を取得します。

図２．１-１　オンライン診療・オンライン服薬指導における
オンライン資格確認を行う連携イメージ

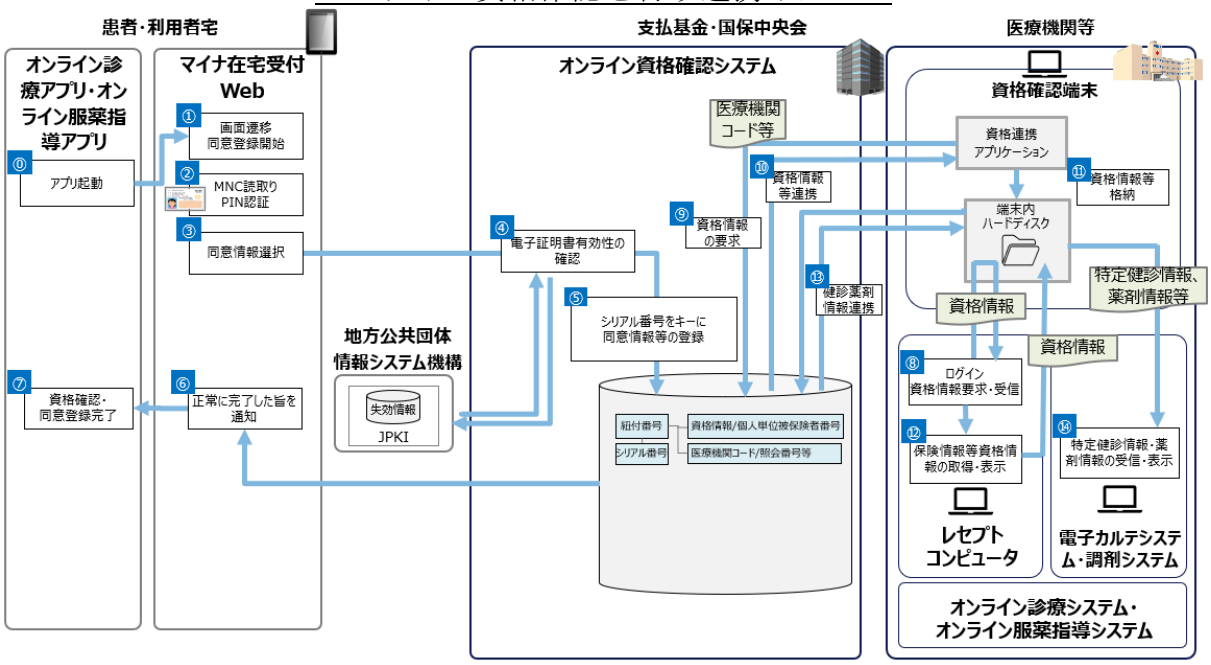

なお、オンライン診療アプリ・オンライン服薬指導アプリを介さず、医療機関等の予約フォーム等からオンライン診療・オンライン服薬指導の予約を受付している場合は、マイナ在宅受付 Web の URL/二次元バーコードを医療機関等ホームページ等で掲載し、患者に同意登録していただく必要があります。

マイナ在宅受付 Web の URL/二次元バーコードに関しては、資格確認端末の医療機関別 URL 取得･変更画面から取得できます。(医療機関等ごとの URL が発行されます。)

２．２　外来診療（通常とは異なる動線）におけるオンライン資格確認

医療機関等/医療機関等外の施設等にて、モバイル端末又はパーソナルコンピュータを用いて、患者にマイナンバーカードの読み取り及び暗証番号を入力していただきます。

マイナ在宅受付 Web を使用する場合、施設端末でも使用できること、オンライン診療アプリ・オンライン服薬指導アプリを使用しないこと以外については、図２．１-１との差分はございません。

図２．２-１　外来診療（通常とは異なる動線）における
マイナ在宅受付 Web を使用したオンライン資格確認を行う連携イメージ

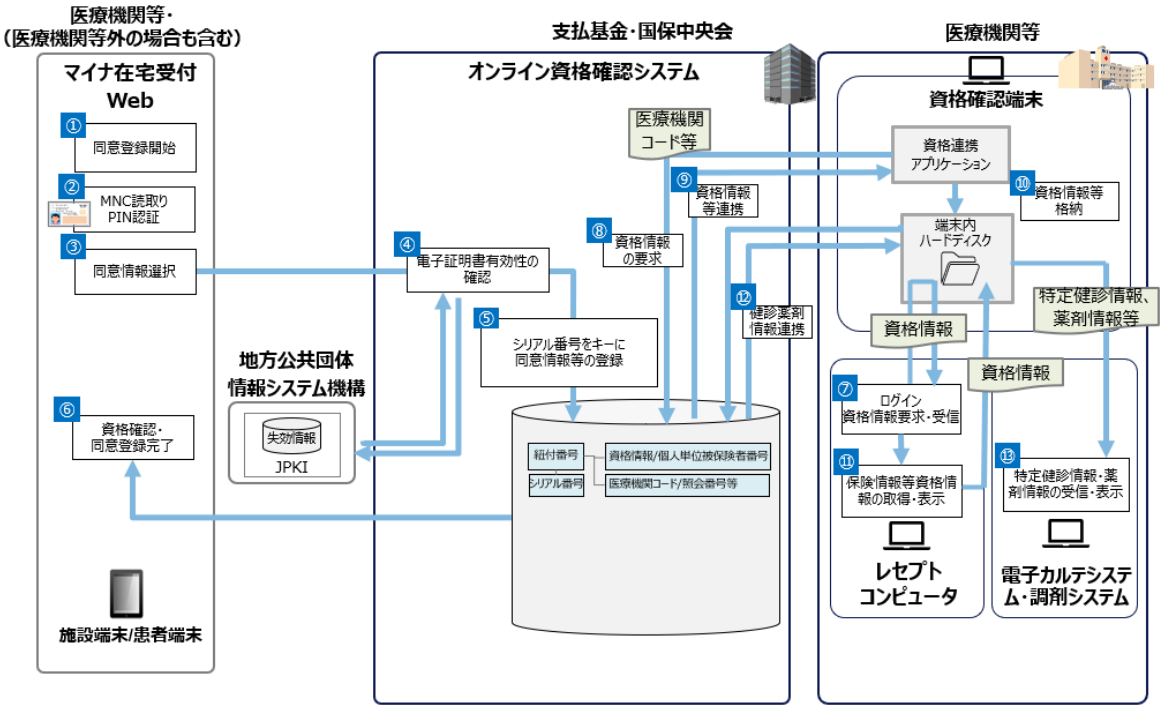

図２．２-２　外来診療（通常とは異なる動線）における
マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行う連携イメージ

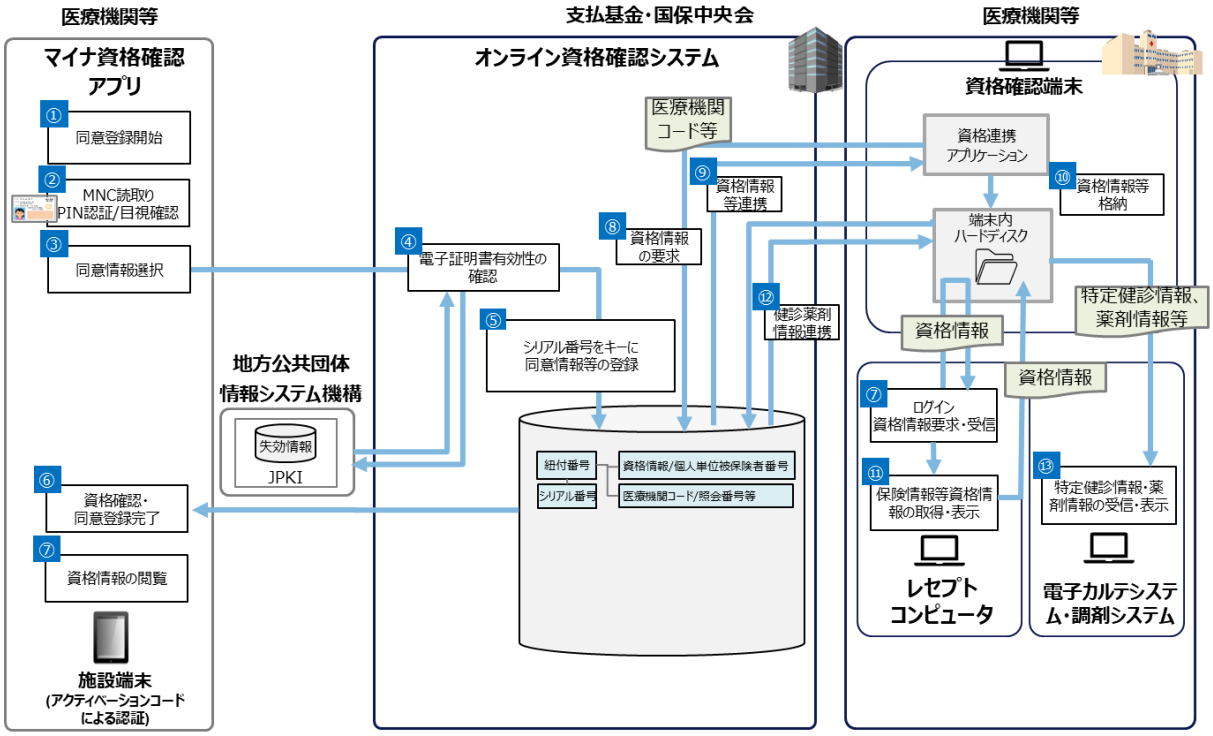

２．３　診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意の取得

診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意の登録を実施していただきます。プロセス・イメージについては2.1オンライン診療等におけるオンライン資格確認をご参照ください。

診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧について、医療機関コードと資格確認において取得した被保険者証記号・番号等を用いて診療/薬剤情報・特定健診等情報をオンライン資格確認等システムに要求し、同意有り且つ照会当日が閲覧同意期限内（同意取得する時点から診療・服薬指導の実施日の翌日末まで）の場合、診療/薬剤情報・特定健診等情報を資格確認端末に一時格納し、電子カルテシステム・調剤システムから資格確認端末へ診療/薬剤情報・特定健診等情報のリクエストをして取得し、電子カルテシステム・調剤システムで照会を行う流れとなります。

２．４　オンライン資格確認機能の改修

オンライン資格確認機能をオンライン診療等に利用拡大するために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※パッケージソフトごと又は医療機関・薬局ごとにレセプトコンピュータ・電子カルテシステム・調剤システムの仕様等が異なると想定されることから、「図２．１−１　オンライン診療等におけるオンライン資格確認を行う連携イメージ」を前提とした場合に想定される一例を記載します。

※記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表２．４-１　オンライン診療等に利用拡大する場合、
既存のオンライン資格確認機能における追加改修内容

#	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
（1）	健康保険証情報の項目追加	外来診療等と同一機能。	
（2）	オンライン診療等におけるオンライン資格確認情報等の取込機能の追加	レセプトコンピュータ電子カルテシステム/調剤システム	被保険者証情報でオンライン診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、特定健診情報・薬剤情報等を照会要求する。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ照会結果を取得要求し、受信すること。
			照会結果を表示すること。
			診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得する場合は、電子カルテへ情報連携すること。（レセプトコンピュータに診療/薬剤情報・特定健診等情報は残さない）
			被保険者証情報でオンライン診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、特定健診情報・薬剤情報等を照会要求する。
（3）	健康保険証によるオンライン資格情報等の取込機能の追加	外来診療等と同一機能	
（4）	薬剤情報及び特定健診情報閲覧	外来診療等と同一機能	
（5）	照会番号の登	外来診療等と同一機能	

#	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
	録機能の追加		
（6）	限度額適用認定証等情報の取込機能の追加	外来診療等と同一機能	
（7）	事前確認における一括照会の機能の追加	外来診療等と同一機能	
（8）	同意済資格情報一括取得（オンライン診療等）の機能の追加	レセプトコンピュータ	医療機関コード、同意年月日および受診年月日をもとに、患者の最新の資格情報の一括取得要求をすること。
			一括取得受付番号を取得すること。
			一括取得受付番号にて取得結果の取得要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括取得結果を取得要求し、受信すること。
			一括取得結果を表示すること。
（9）	一括照会の機能の追加（オンライン診療等）	レセプトコンピュータ 電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト等	一括照会リスト作成すること。
			一括照会リストで取得する情報（資格情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報、限度額適用認定証等情報、特定疾病療養受療証情報）を選択すること。
			一括照会リストを照会要求すること。
			一括照会受付番号を取得すること。
			一括照会受付番号にて照会結果の取得要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括照会結果を取得要求し、受信すること。

#	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			一括照会結果を表示すること。
			（保険者変更がなく、追加情報を取得した場合）照会番号で該当患者を紐付けし、該当患者の資格情報を更新すること。
			診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得する場合は、電子カルテへ情報連携すること。（レセプトコンピュータに診療/薬剤情報・特定健診等情報は残さない）
(10)	医療機関アクセスURL取得機能の追加	レセプトコンピュータ	マイナ在宅受付Webにアクセスする医療機関別のURLおよびURLの二次元バーコードを取得要求すること。
			マイナ在宅受付Webにアクセスする医療機関別のURLおよびURLの二次元バーコードの取得結果を表示すること。
(11)	医療機関環境設定に関する機能の追加	レセプトコンピュータ	医療機関の環境設定項目を照会要求すること。
			医療機関の環境設定項目の照会結果を出力すること。
			医療機関の環境設定項目の更新要求すること。
(12)	マイナ資格確認アプリのアクティベーションコード発行に関する機能の追加	レセプトコンピュータ	マイナ資格確認アプリに端末登録する際に用いる端末固有のアクティベーションコードの発行を要求すること。
			マイナ資格確認アプリに端末登録する際に用いる端末固有のアクティベーションコードの発行結果を出力すること。

３．　オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備等

３．１　作業の全体像

オンライン診療等にけるオンライン資格確認等を利用開始するためには、医療機関・薬局のシステムベンダにおいて、医療機関・薬局の既存システムを改修していただく必要があります。

図３．１-１　オンライン診療・オンライン服薬指導における
オンライン資格確認等の利用開始に向けたロードマップ

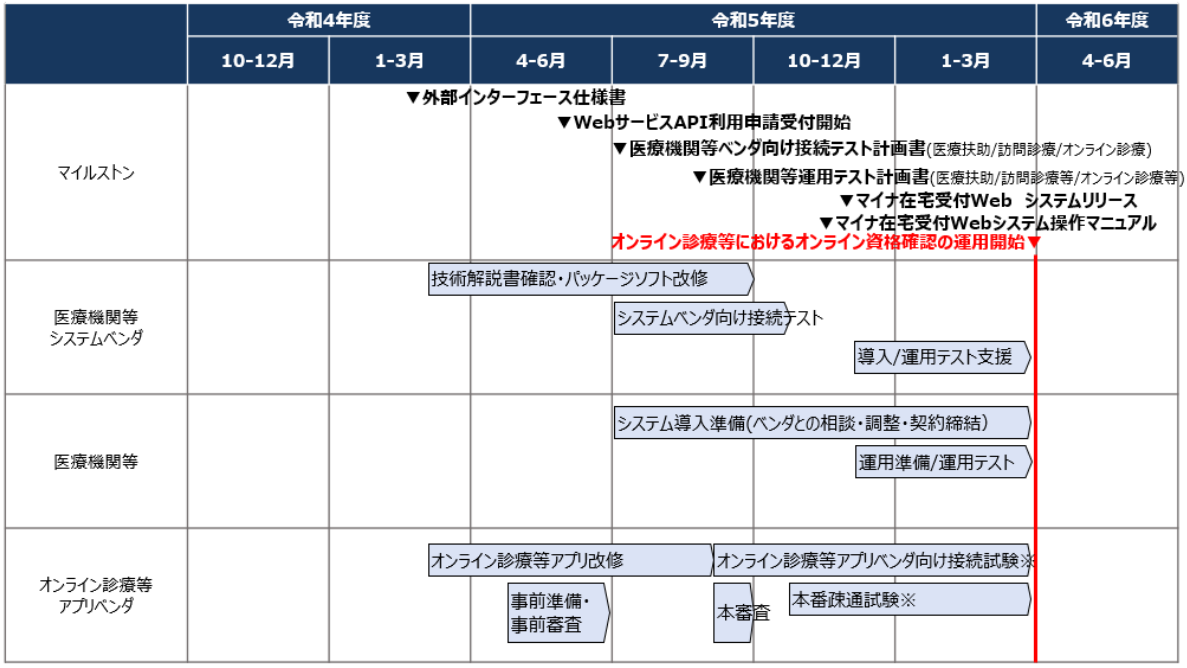

※テスト期間については、テスト実施可能な日程に一部制約があります。詳細は医療機関等ONSをご確認ください。

図３．１-２　外来診療等（通常とは異なる動線）における
オンライン資格確認等の利用開始に向けたロードマップ

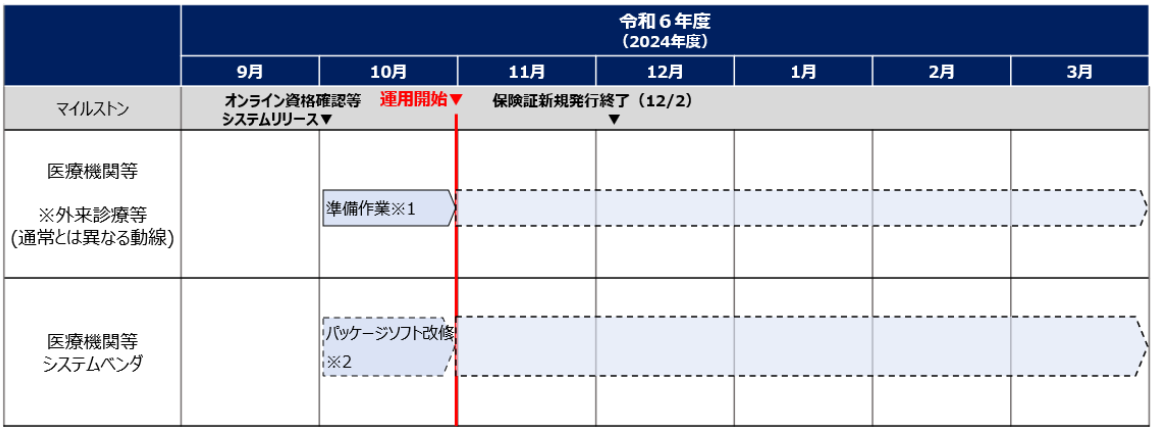

※１　医療機関等については、通常とは異なる動線で使用するモバイル端末の準備が必要となります。
　　10月よりオンライン資格確認等システムにて、外来診療等（通常とは異なる動線）がリリースされ、医療機関等別URLの取得等ができるようになります。
※２　パッケージソフトの改修に関しては、オンライン診療・オンライン服薬指導で示した内容と同様になるため、既に対応済みの場合は改修不要です。ただし、患者の閲覧同意期限が診療・服薬指導の「実施日まで」から「実施日の翌日末まで」の更新されることに伴い、パッケージソフトに影響がある場合は改修が必要となります。

３．２　業務フローの見直し

医療機関・薬局において、適用する機能を踏まえて、現行のオンライン診療等の業務フローを必要に応じて変更することとなります。
詳細は本書の別紙「オンライン診療等における医療機関・薬局に係る業務フロー」にてご確認をお願いいたします。

３．３　セキュリティにおける責任範囲

オンライン診療等におけるオンライン資格確認等システム、 ネットワーク、医療機関・薬局がセキュリティ対策を講じる上で、以下７つの責任分界（通信経路、情報到達）に基づいて、セキュリティ対策の範囲を整理しています。
※セキュリティ対策は既存の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」及び「オンライン資格確認等システムの導入・運用に係るセキュリティ対策」に準拠しています。

図３．３-１　通信経路の責任分界

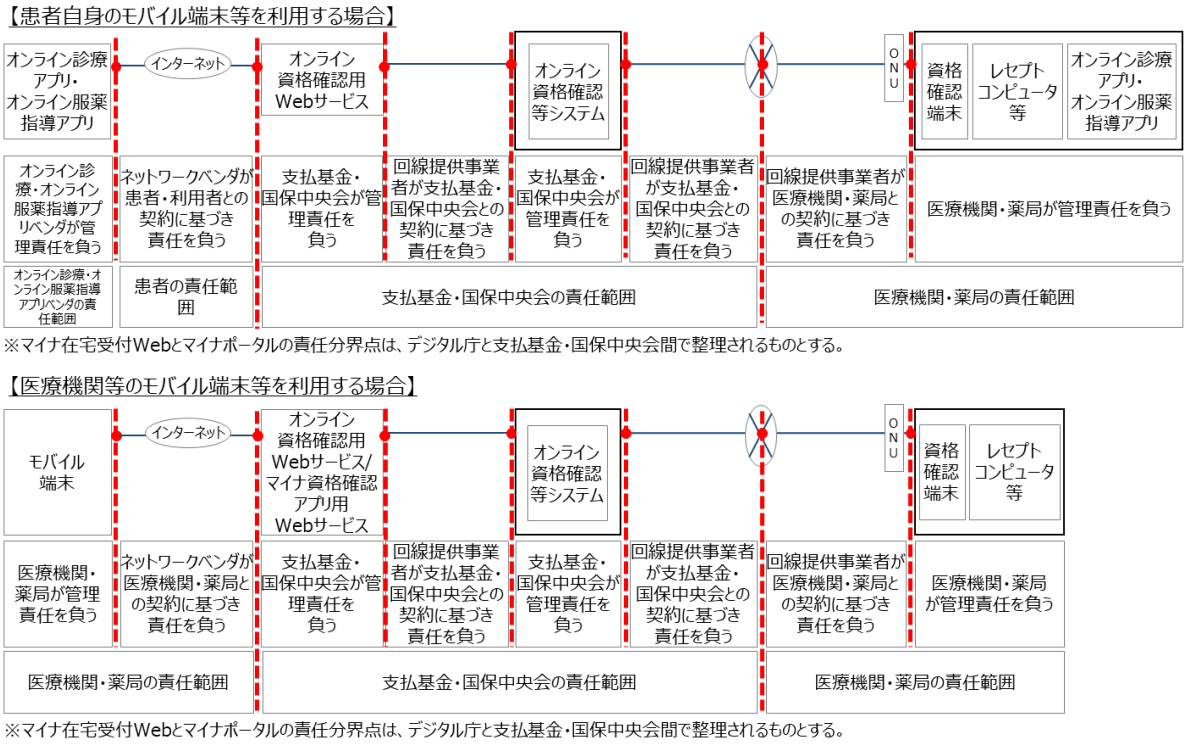

図３．３－２　情報到達点の責任分界

【マイナ在宅受付Webを用いる場合】

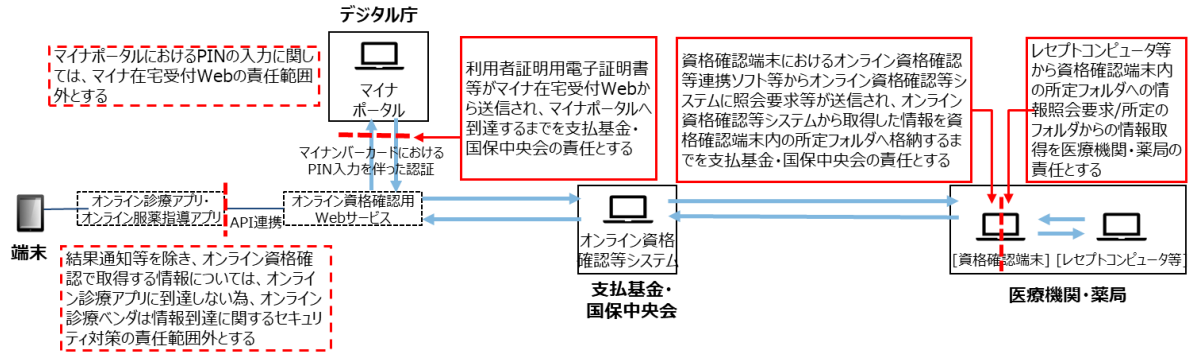

【マイナ資格確認アプリを用いる場合】

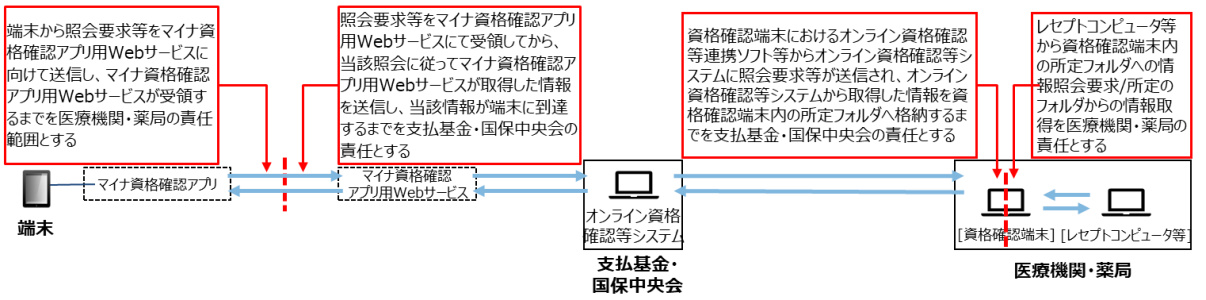

３．４　接続テスト及び運用テスト

３．４．１　接続テスト

医療機関・薬局・システムベンダ向け接続テスト要件及びテスト環境に係る詳細は、医療機関・薬局システムベンダ向け接続テスト計画（医療扶助/訪問診療等/オンライン診療等対応版）として令和５年７月に医療機関等 ONS 上で公開しています。

３．４．２　運用テスト

実際の業務フローの流れでオンライン資格確認等システムと医療機関・薬局のシステムが正常に運用できるか、運用テストを実施してください。

３．５　オンライン服薬指導における電子処方箋の対応

オンライン診療等における電子処方箋の利用に関しては、「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】」をご確認ください。

３．６　問合せ先

本書の内容等について、システムベンダ向け HP（医療機関等 ONS）において Web フォームによる問い合わせの受付を行っています。

なお、医療機関等 ONS は、オンライン資格確認等システムの医療機関・薬局への導入に従事するシステムベンダに対し、システム改修を行う上で必要な情報等の提供及び問い合わせ受付を行うものです。
登録には一定の審査があり、場合によってはアカウント発行をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

医療機関等 ONS アカウント発行申請先：vender_onsinf@ssk.or.jp
※保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）もしくは日本歯科コンピュータ協会に所属していないベンダである場合、その旨ご記載いただくようお願いします。
※システムベンダだけでなく、オンライン診療等アプリベンダも登録いただけます。